

## 人権教育啓発資料

## 人権つうしん

## 第29号

発行 長野県教育委員会人権教育課

発行人 山越 和男

長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7452

FAX 026-235-7490

Eメール jinken@pref.nagano.jp

## 私の両親

ザーが鳴つても、全くわかりませんでした。

また、朝起きる時も、目覚まし

知つたのは、今から二年半ほど前、区だよりを見ていたときです。



最近でこそテレビでも少しづつ紹介されるようになりましたが、当時、日本ではあまり知られていました。

「是非もつと知りたい

！」と思つたのを覚えていました。

聴覚障害による不便さというの

は、外見から見ただけではわかりにくいことが多いのです。対人関係では、ちよつとした言葉の行き違ひなどで、人から誤解を受けることがよくありますし、生活面でも音がよく聞こえなくて困ることはたくさんあります。

私の両親も、聴導犬のみかんが来る前は、随分不便なことや嫌なことがたくさんあつたそうです。例えば、来客を知らせるブザー。当時、家の中に、ブザーと一緒に光るお知らせランプをつけていましたが、ランプのない部屋やベランダにいるときは、いくら

時計の音は聞こえないので、父は代わりにタイマーを扇風機に取り付け、時間になると扇風機の風で起きていました。私も一度試してみたことがあります、この目覚ましは冬はとても寒くてたまりません。他にも、緊急のファックスがきたり、火災報知器が鳴つてもわかりません。町を歩いていても危険がいっぱいです。

母から聞いた話の中で、私が一

番驚いたのは、私が赤ちゃんだった時のことです。両親は私の泣き声が聞こえなくて困つたようです。

そこで、夜寝るときは私が寝ているベッドの天井に鏡を貼り付けて、顔がいつでも見えるように工夫していました。親の見えない苦労を私はあらためて知りました。

そんな母が聴導犬のみかんと一緒に暮らすことになって、二年半が経ちました。

毎日みかんが前足で

一緒に暮らすことになりました。

法律も整備され、昨年五月には、

正式乗車・搭乗許可を得た聴導犬

はここで育成されました。

法律も整備され、昨年五月には、

「身体障害者補助犬法」ができ、

電車やバスなどの交通機関、公共施設、レストランやデパート等の

施設に、盲導犬・介助犬・聴導犬

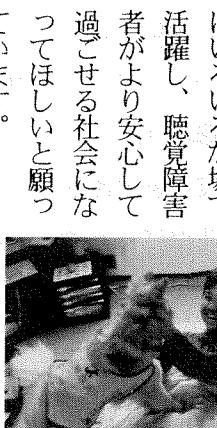
を同伴して利用することを拒否してはいけないことになりました。

聴導犬の候補犬は、保健所に収容された犬から選ばれます。障害を持つ人の自立と生活の向上を支援する「聴覚障害者福祉」と不幸な犬を救済する「動物福祉」の両

姿を見て本当にうれしいです、これからもそんな両親のことを応援していきたいです。

また、聴導犬の存在を少しでも多くの人に知つていただき、聴導犬が

活躍し、聴覚障害者がより安心して過ごせる社会になつてほしいと願つています。



# 『文化の違い……困っています』

## ある学校関係者Aさんの悩み

ある外国籍の子どもさんの家庭へ給食費をいただきに伺ったところ、「うちでは給食は要りません。」と言われてしました。これから外国籍の家庭が多くなると、同じような問題が増えないかと心配になります……。

これはある学校関係者の方のお話です。本当に困ったことだと表情を硬くして話しておられました。それはお困りだろうと感じ、市民課の窓口で外国籍の方を中心に様々な相談に応じているブラジル国籍のBさんにお話してみました。すると、意外な答えが返ってきました。



## ブラジル国籍のBさんの考え方

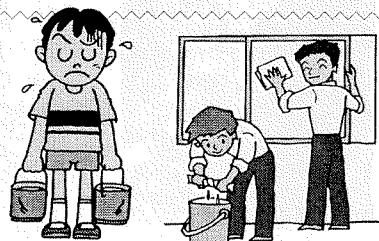
私のところには毎日様々な相談が来ます。一番多いのが学校の子どものことです。日本に来て子どもを学校にやると、帰ってきた子どもが学校でいじめられると言うそうです。ブラジルでは学校というものは半日制で、午前に登校する者と、午後に登校する者に分かれます。学校は勉強するのみで掃除も給食もありません。そこで、急に掃除をやれと言われたり、バケツの汚れた水に手を入れてぞうきんかけをさせられたりする……もうこれは彼らの常識からすれば、理解できないことで、いじめだと認識されても仕方がないかもしれません。

また、食事に関して責任を持つのは家庭であり、昼食も家庭でとるのが当たり前です。そこで、見慣れない食べものを残さず食べなさいと言われ、給食費を払いなさいと言うのでは……もう日本の学校についての理解ができなくなり、「給食は要らない」となってしまうのではないかでしょうか。

給食費をお願いしに行く学校関係者の方は困っています。

慣れない国に来て必死で生活している外国籍の方も困っています。

私は、こんな話を参考にしてみたいと思いました。



## 春原直美さんのお話（長野県国際交流推進協会 常務理事兼事務局長）

日本とブラジルでは、国が違うのですから、当然、文化や言葉、そして学校の制度が大きく違います。

ブラジル人の児童生徒や保護者は、日本の学校の制度を知りませんし、反対に、受け入れる日本人側（教育委員会、学校の先生、他の保護者）は、ブラジルの学校の様子を知りません。

日本人側からは、「日本に住むのだから日本を知っていてもらわなければ困る・・」という意識が働きます。

しかし、ブラジルの人達からすると、日本の学校では当たり前の掃除や給食は自国の学校にないことです。誰だって自分が一度も体験していないことは、理解・イメージができないでしょう。すぐ理解できないことを押しつけられたと感じ、「いじめだ」と話が流れていってしまったら、お互いに残念なことです。

居住する市町村の役所では、転入手続きをする際に、日本の学校のことを説明し、ポルトガル語版のプリントも渡していると思います。しかし、おそらくこれだけではブラジル人保護者は内容を理解できません。プリントだけでなく、ポルトガル語でのていねいな説明も必要と考えます。学校でこのような説明会が開催されるといいですね。地域では、「郷に入れば郷に従う」ことをただ望むのではなく、多数派の日本人が少数派のブラジル人に近づいていくことも重要です。彼らをお客さんとしてではなく、また、マナーを知らず、ルールを守らない困った外国人と決めつけずに、地域に住むパートナー・隣人として、「何か困っていることはありませんか？」と、チョット声をかけてみましょう。

ブラジルの人達も、近くにいる日本人に「困ったよ！」ともっと聞いてみましょう。

母国も文化も言葉も違った人達が交じり合って、共に創り豊かに暮らせる、素晴らしい長野県にするために。

## 人 権 つ し ん

「「J」れは異常事態だ!」

危機意識から始まった

企業の人権教育

県内にあるA企業の取締役のNさんにお聞きしたお話をします。

A企業は、以前から日系ブラジル人を積極的に採用しています。

当初は、地域住民の外国人労働者に対する偏見があり、なかなかアパートなど貸してくれず、に苦労しました。そこで、地域に対しては、交流の場を増やしたり、お祭りに参加するなど、偏見の解消に努めました。

一方、ブラジル人に対しては、日本語教室を実施し、生活指導担当者において、「守らなければ」と、時に厳しい指導もしました。また、ポルトガル語のできる社員を相談窓口として配置しました。そして、日系ブラジル人の雇用問題では、積極的な人権教育を進めていました。

しかし、ある時、社員のモラルについて組合が実施したアンケートによつて、社内のセクハラの実態を知つたとき、「J」れは、異常事態を知つたとき、「J」れは、異常事

態だ」と感じました。

「体を触られた」「下品な言葉を発せられた」など、社内に約半数いる女性社員のうち、「二十四パーセントが

「セクハラを受けたことがある」と回答していたのです。

「企業改革の努力が試されている」と自覚しました。

そして、会社役員と組合の代表で構成する「企業内人権委員会」を立ち上げたり、「相談窓口」の設置、「人権委員会宛相談カード」の配布、「人権擁護アンケート」の実施をするなど、幅広い取り組みを始めました。

その結果、セクハラ問題に対する意識が高く実感し、生活指導担当者において、「それはセクハラ」と指摘できる雰囲気ができてきました。それと同時に、ブラジル人社員に対する日本人社員の気持ち、受け止めに大きな変化が生じました。今までのその場しのぎのあしらいから、相手の気持ちを考え、行動しようという責任感が出てきました。これは、会社にとって大きな財産であり、結果として企業としての利益にも大いに貢献しています。

**セクシャルハラスメントのない職場にするために事業主が雇用管理上配慮すべき事項**  
(厚生労働大臣の指針)

次に三項目は、業種や規模を問わず全ての事業主に義務づけられています。

- ① 職場におけるセクシャルハラスメントを許さないという事業主の方針の明確化と周知・啓発
- ② 相談・苦情への対応のための窓口の明確化と、相談・苦情への適切かつ柔軟な対応
- ③ 職場におけるセクシャルハラスメントが生じた場合の、迅速かつ適切な対応

相手の立場に立つて考えましょう

○職場で顔を合わせる度に、「子どもはまだか。」と繰り返し訪ねる。

○任意参加の歓迎会の酒席において、上司を含めた男性会社員の隣に座ることや「アユエットや、お酌の強要をする。

「セクハラを受けたことがある」と回答していたのです。

県内には、人権問題にかかるNPOや団体がありますが、団体相互に情報交換をし、つながりを深め、また、教育行政や学校がNPOや団体と連携しながら人権教育を推進することができます。地域人権ネットを構築しました。人権団体やNPO、市町村の人権に関する取り組みを紹介するインフォメーション・コーナー、地域人権ネットに登録した人や団体を探すコーナーがあります。県教育委員会のホームページにある「人権教育」から入れます。

ホームページアドレス <http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/jinken/net/jinken61.htm>

# 子どもから 教えられた

「思いやり」



これは、以前、教師をされていた方のお話です。

小学校四年生を担任していた時、こんなことがありました。

授業中、突然、一人の女の子Aさんが立ち上がり、窓際の花瓶を手に取りました。そのまま、歩き出したかと思うと、つまずき、手に持っていた花瓶の中の水を、座っていたBさんにかけてしまいました。Bさんは、おなかから下がびしょぬれです。あつという間の出来事でした。

BさんにあやまつているAさんに、「どうしたの」と尋ねると、「お水、上げようと思つて。こぼしちやつてごめんなさい」と言いました。突然のAさんの行動に、私は何か変だなあと思いながらも、この場はこれで終わりました。た。

お母さんが、半年前のこととに触れられ、「あの時は、本当にありがとうございました」とお礼を言わされました

私は、なぜBさんのお母さんからお礼を言われるのか、おっしゃつていることが何のことだかさっぱりわかりませんでした。続けてBさんのお母さんから、次のようなお話をお聞きし、本当にびっくりしました。

Bさんは、その時、実はお漏らしをしてしまったのだそうです。でも、Aさんのお陰で、そのことを誰にも気づかれずに済んだというのです。Bさんのお漏らしに気づいたAさんは、『何とかしなきゃ』と思つたのでしょうか。

Aさんは、担任の私も気づかないことに気づき、考え方つかないことを実行し、Bさんが恥ずかしいという思いをしないようにしたのでした。

なんという思いやり、この思いやりが人権感覚に発展していく



# やさしくなれる ほうほう

豊科北小学校 二年 細萱 尚汰

おかあさんにやさしくするには、おさらをふいてあげる。

おばあちゃんにやさしくするには、かたをたたく。

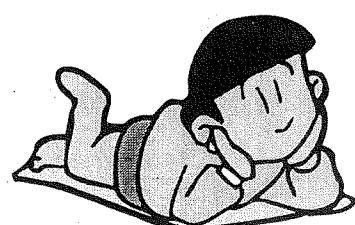
弟にやさしくするには、なかよくあそんであげる。

こまつた人がいたら、たすけてあげる。

ぼくが元気じやないとぜんぶできないから、

ぼくが元気なことが、やさしくなれるほうほうだと思う。

平成十五年度 人権意識の高揚を目指す作文・詩 小学校部門優秀賞



## 人権啓発ビデオの紹介

### ミートザ 「Meet the ヒューマンライツ 若者たちが出会った人々」

<平成13年制作27分>

6人の若者達が登場し、現代の人権問題について、若者の目でとらえ、若者の言葉で語ります。そして、今ある人権問題に取り組んでいる人や当事者の人達と実際に会い、今まで無関心で気づかないでいた偏見や差別の気持ちを自覚していきます。

若者達と同じ目線で、同和問題、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待等の人権問題に出会い、事実を知り、「人権」を自分自身に重ねていくことができる内容です。

企画：東京都教育委員会 制作：東映株式会社

このビデオは、県教育委員会人権教育課にあります。

(長野市の方は、長野市教育委員会にありますので、市教育委員会人権同和教育課にお問い合わせ下さい。)

その他の啓発ビデオの貸出のお申し込みは

東信 上小地方事務所 厚生課 0268-25-7122

南信 上伊那地方事務所 厚生課 0265-76-6810

中信 松本地方事務所 厚生課 0263-40-1911

北信 長野県人権啓発センター 026-274-2306